

県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金交付要領

	県	材	第	4	5	6	号
制定	平成	29	年	4	月	14	日
改正	平成	31	年	4	月	1	日
改正	令和	元	年	10	月	1	日
改正	令和	2	年	4	月	1	日
改正	令和	3	年	4	月	1	日
改正	令和	4	年	4	月	1	日
改正	令和	5	年	4	月	1	日
改正	令和	6	年	4	月	1	日
改正	令和	7	年	4	月	1	日
改正	令和	8	年	4	月	1	日

（通則）

第1条 県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年4月1日福井県規則第20号。「以下「規則」という。）および農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金交付要綱（平成17年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、県内外の民間施設における県産材を使用した木造化や木質化、県産材を使用した木製品の購入および木造施設の設計に要する費用の一部を、予算の範囲内において助成することにより、利用者に県産材の良さや活用の意義を広くPRし、県産材の利用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間施設とは、民間の事業者が県内外で経営または管理する施設で、多くの県民等が利用できる施設をいう。また、利用者が限定される場合であっても、県民等に県産材の魅力を広くPRできる施設とする。
- (2) 新築とは、建築物のない土地に、新たに木造建築物を建築することをいう。
- (3) 増築とは、既存建築物に建て増しをする、または既存建築物のある敷地に新たに建築することをいう。
- (4) 改築とは、建築物の全部または一部を除却した場合、または災害等により失った場合に、これらの建築物または建築物の部分を従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。
- (5) 木造化とは、構造耐力上主要な部分の材料に木材を使用したものをいう。
- (6) 木質化とは、施設の内外装（床・壁・天井等）であって、来訪者から見え

る部分に木材を使用することをいう。

- (7) 設計とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く）および仕様書を作成することをいう。
- (8) 構造設計とは、建築士法第2条第7項に規定する構造設計をいう。
- (9) 意匠設計とは、施主から要望を聞き取り、建築のデザインや間取りを計画することをいう。
- (10) 県産材とは、福井県内で伐採された原木を原則として県内で加工した製材品をいう。ただし、県内で加工できないものについてはその限りではない。
- (11) 県産材商品とは、板材や角材など前号の県産材を用いて商品化したものをいう。
- (12) 延床面積とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する面積をいう。（ただし、建物的一部分のみを改修する場合は、その改修部分の階層を足し合わせた面積とする）

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

事業区分	内 容
木造化支援	施設の新築・増築・改築工事にかかる構造耐力上主要な部分に一定量以上の県産材を使用する場合に、予算の範囲内において、県産材の使用にかかる経費の一部に対して助成する
設計支援	<構造設計> 延床面積300㎡超の木造施設の構造設計を行う場合に、一定量以上の県産材を使用する設計をする者に対し、予算の範囲内において、その構造設計にかかる経費の一部に対して助成する <意匠設計> 延床面積300㎡超の建築物の意匠設計を行う場合に、一定量以上の県産材を使用する木造施設を設計する者に対し、予算の範囲内において、非木造構造と比較した際の掛かり増し経費を一定額助成する
木質化支援	施設の内外装であって、来訪者から見える部分に県産材および県産材商品を使用する場合に、予算の範囲内において、県産材等にかかる経費の一部に対して助成する
木製品支援	県産材および県産材商品を使用した家具や玩具、遊具を購入する場合に、予算の範囲内において、購入にかかる経費の一部に対して助成する

（補助対象となる施設および木製品）

第5条 補助対象となる施設および木製品は、民間施設^(※)で、多くの県民等が利用できる施設ならびに前述の施設に導入される木製品とする。

また、利用者が限定される場合であっても、見学会開催や自社HP、パンフレット等への掲載により県民等へ県産材および県産材商品の魅力を広くPRし、利用普及に努める施設ならびに前述の施設に導入される木製品とし、事業区分毎に次のとおりとする。

なお、利用者が限定される施設とは利用者が従業員のみであるなど一定の人物に限られる施設とする。

- ※ 資本金の全部または一部が国または地方公共団体からの出資による法人、または事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人の運営・管理する施設は除く
- ※ 商業施設の場合は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設を除く
- ※ 登山道の整備や山林内に整備する施設（東屋やウッドデッキ等）は対象外とする
- ※ 一つの補助対象施設について、木造化支援と木質化支援を重複して申請することはできないものとする

また、施設整備を行う敷地内に複数の補助対象施設が存在する場合には、当該区域内では、複数の施設が同一事業区分を申請することもできないものとする

事業区分	補助対象となる施設および木製品
木造化支援	<p>次に該当する施設とする</p> <p>全体木材使用量（体積）に占める県産材の割合が50%以上の施設 （ただし、構造上50%を超えることが困難な施設については、知事との協議で認められた場合、対象とする）</p> <p>※住宅と併用する施設の場合、居住用部分の床面積が延床面積の50%を超える場合は補助対象外とする</p> <p>なお、その際に、廊下や便所などの共用部分は居住用の床面積に含めることとする</p> <p>※県産材使用割合が実績で満たない場合、補助金交付の対象外</p> <p>※木造と他の構造との混構造の建築物については知事と協議すること</p> <p>※合板についても木材使用量に含めること</p>
設計支援	<p>次のすべてに該当する施設の設計とする</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延床面積が300㎡超の木造建築物（建築基準法第20条第1項第2号または第3号に適合するもの） 2 全体木材使用量（体積）に占める県産材の割合が50%以上の施設（ただし、構造上50%を超えることのできない施設については、知事との協議で認められた場合、対象とする） <p>※住宅と併用する施設の場合、居住用部分の床面積が延床面積の50%を超える場合は補助対象外とする</p> <p>なお、その際に、廊下や便所などの共用部分は居住用の床面積に含めることとする</p> <p>※県産材使用割合が実績で満たない場合、補助金返還の対象</p> <p>※木造と他の構造との混構造の建築物については知事と協議すること</p>

木質化支援	<p>次のすべてに該当する施設とする</p> <p>1 施設の内外装（床・壁・天井・塀・デッキ・固定家具）であって、来訪者や利用者から見える部分に県産材および県産材商品を10㎡以上使用する施設に加え、キッチンカーなどの県民等が利用する移動型店舗も含めるものとする（移動型店舗は3㎡以上の使用とする）</p> <p>2 取り外し（持ち運び）可能な部材（床パネル等）を内装材として用いる場合は、もっぱら施設内に常設するものとする</p> <p>※複数年にわたり木質化する施設については初年度のみ対象</p> <p>※住宅と併用する施設の場合、居住用部分は補助対象外とする</p> <p>なお、その際に、廊下や便所などの共用部分は居住用部分に含めることとする</p>
木製品支援	<p>次に該当する木製品とする</p> <p>施設内で利用するための家具（机・椅子・本棚等）や玩具、遊具で、原則として県産材および県産材商品のみを使用したものただし、机や椅子の脚部等、構造および用途上、県産材等を使用できないものについては知事と協議（様式は任意）すること</p> <p>なお、その場合、県産材は主たる部分に使用されていること</p> <p>※玩具とは手に持って遊べる大きさのものを主とし、遊具とはすべり台、ジャングルジムなど特定の場所に設置して用いられるものを主とする</p> <p>※固定家具（カウンター等）は、木製品支援ではなく、木質化支援に該当する</p> <p>※消耗品に類似する木製品は対象外となるため、申込前に確認すること</p>

（補助対象者）

第6条 補助対象者は、民間施設^(※)の経営者または管理者もしくは当該施設の設計を請け負う建築士および工事等を請け負う工事請負業者とし、事業区分毎に次のとおりとする。

- ※ 資本金の全部または一部が国または地方公共団体からの出資による法人、またはその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国または地方公共団体からの交付金もしくは補助金等によって得ている法人の運営・管理する施設は除く
- ※ 商業施設の場合は、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業施設を除く
- ※ 登山道の整備や山林内に整備する施設（東屋やウッドデッキ等）は対象外とする
- ※ 一つの補助対象施設について、木造化支援と木質化支援を重複して申請することはできないものとする

また、施設整備を行う敷地内に複数の補助対象施設が存在する場合には、当該区域内では、複数の施設が同一事業区分を申請することもできないものとする

事業区分	補助対象者
木造化支援 木質化支援	<p>1 民間施設の経営者または管理者については、次のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者と設計または施工の契約をする者</p> <p>ア 福井県産品活用推進センター会員または当該センターに加入することが確実に見込まれる者等（以下、「福井県産品活用推進センター会員」という）</p> <p>イ アから県産材または県産材商品を調達し利用する工事請負業者</p> <p>ウ アから県産材を調達し、県産材商品に加工する者の商品を利用する工事請負業者</p> <p>(2) 県税および地方消費税に滞納のない者</p> <p>(3) 県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者</p> <p>2 当該施設の工事請負業者については、次のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者から県産材または県産材商品を調達し利用する者</p> <p>ア 福井県産品活用推進センター会員等</p> <p>イ アから県産材を調達し、県産材商品に加工する者</p> <p>(2) 県税および地方消費税に滞納のない者</p> <p>(3) 県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者</p>
設計支援	<p>民間施設の経営者または管理者から設計を請け負った建築士のうち、次のすべてに該当する者とする。</p> <p>1 県内の事務所に所属している建築士</p> <p>2 県税および地方消費税に滞納のない者</p> <p>3 当該施設が完成後、県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者</p>
木製品支援	<p>1 民間施設の経営者または管理者については、次のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者から木製品を購入する者</p> <p>ア 福井県産品活用推進センター会員等から県産材または県産材商品を調達し、木製品を製作する工事請負業者</p> <p>イ 福井県産品活用推進センター会員等から調達した県産材を、県産材商品に加工する者の商品を用いて木製品を製作する工事請負業者</p> <p>(2) 県税および地方消費税に滞納のない者</p> <p>(3) 当該施設に木製品を導入後、県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾</p>

木製品支援	<p>する者</p> <p>2 当該施設の工事請負業者については、次のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者から木製品を購入する者</p> <p>ア 福井県産品活用推進センター会員等から県産材および県産材商品を調達し、木製品を製作する者</p> <p>イ 福井県産品活用推進センター会員等から調達した県産材を、県産材商品に加工する者の商品を用いて木製品を製作する者</p> <p>(2) 県税および地方消費税に滞納のない者</p> <p>(3) 県産材の普及啓発のために、県が作成するパンフレット、ホームページ等への掲載を承諾する者</p>
-------	--

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は暴力団（福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成要員が暴力団員等に該当しないこと。

また、県外に拠点をおく補助対象者についても、当該地方自治体の暴力団排除条例に規定される暴力団員等に該当しないこと。

（補助対象となる経費）

第7条 補助対象となる経費は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象となる経費
木造化支援	<p>建築工事に使用した県産材および県産材商品にかかる経費（材料費、施工費）</p> <p>※この場合の施工費とは、大工手間、プレカット加工費とし、それ以外の費用は対象外とする</p> <p>※県産材等にかかる施工費の抽出が困難な場合については、木工事費に県産材使用割合（％）を乗じて算出する</p> <p>※住宅と併用する施設の場合で、県産材等にかかる経費を住宅（補助対象外）とその他施設（補助対象）に区分することが困難な場合については、全体の県産材等にかかる経費にその他施設の床面積割合（その他施設の床面積÷延床面積（％））を乗じて算定する</p> <p>※地盤補強に使用する県産材木杭も対象とする</p> <p>※県産材を使用した合板や、ウッドプラスチック等も対象とし、その経費は県産材の使用率で計算する</p> <p>※取り外し（持ち運び）可能な建具、看板等は対象外とする</p> <p>ただし、もっぱら施設内に常設するものは対象とする</p> <p>※現場に納入された木材のうち使用されなかった木材量は含めないもの</p>

	とする
設計支援	<p><構造設計> 木造建築物の構造設計にかかる経費 ※設計する建築物については、地盤補強に使用する県産材木杭も対象とする。また、県産材を使用した合板や、ウッドプラスチック等も対象とする</p> <p>※取り外し（持ち運び）可能な建具、看板等は対象外とする</p> <p><意匠設計> 木造建築物の意匠設計にかかる掛かり増し経費 [県の補助金（定額）の算定方法] ※国土交通省告示第 8 号における業務報酬基準に基づき掛かり増し経費を算出する（標準業務・設計における総合および標準業務・監理における総合を対象とする） ※業務報酬の算出方法は、略算方法を用いる ※人件費単価は技師 B、業務時間は 1 日 8 時間として算出する ※追加業務、特別経費、技術料等経費は対象外とする</p>
木質化支援	<p>内外装工事に使用した県産材および県産材商品にかかる経費（材料費、施工費） ※この場合の施工費とは、大工手間、プレカット加工費とし、それ以外の費用は対象外とする ※県産材等にかかる施工費の抽出が困難な場合については、木工事費に県産材使用割合（%）を乗じて算出する ※県産材を使用した合板や、ウッドプラスチック等も対象とし、その経費は県産材の使用率で計算する ※取り外し（持ち運び）可能な建具、看板等は対象外とする ただし、もっぱら施設内に常設するものは対象とする ※現場に納入された木材のうち使用されなかった木材量は含めないものとする</p>
木製品支援	<p>県産材および県産材商品を使用した家具や玩具、遊具の購入にかかる経費 ※建具、看板等は対象外とする ※県産材を使用した合板やウッドプラスチック等が生産する木質系建材は対象外とする</p>

(補助金の額)

第8条 県が補助する額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

事業区分	補助金額
木造化支援	建築工事に使用した県産材および県産材商品にかかる経費の1/3以内 (延床面積50㎡未満：上限800千円 延床面積50㎡以上300㎡未満：上限2,000千円 延床面積300㎡以上：上限5,000千円)
設計支援	<構造設計> 構造設計に係る経費の1/3以内 上限800千円 <意匠設計> 意匠設計に係る掛かり増し経費(定額) 上限1,000千円
木質化支援	木質化工事に使用した県産材および県産材商品にかかる経費の1/3以内 (改修部分延床面積300㎡未満：上限700千円 改修部分延床面積300㎡以上：上限1,800千円)
木製品支援	県産材および県産材商品を使用した木製品購入にかかる経費の1/3以内 (家具・遊具：上限1,000千円 玩具：上限100千円) 合計1,000千円上限

(補助金の申込み)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、契約締結後、工事等着工前^(※)までに、県産材のあふれる街づくり事業(民間施設)補助金申込書(以下「申込書」という。)(様式1-1号、1-2号、1-3号、1-4号)に、次の各号に定める書類を添えて、福井県農林水産部県産材活用課(以下「県」という。)に提出しなければならない。

なお、全体木材使用量(体積)に占める県産材の割合が構造上50%を超えることが困難な施設については、申込みの前までに、知事と協議するものとする(任意様式)。

※設計支援については、契約締結前においても申込可能

事業区分	添付書類
木造化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書（様式第 1 - 1 号の別紙） ・ 使用部材一覧表（様式第 2 - 1 号） ・ 発注者の承諾書（様式第 3 - 1 号）※申込者が工事請負業者の場合 ・ 建築請負契約書の写し（参考様式第 1 号） ・ 補助対象経費の算出根拠資料（任意様式） ・ 図面（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、立面図） ・ 県産材調達先が福井県産品活用推進センター会員等であることが分かる書類の写し ・ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・ その他知事が必要と認めるもの
設計支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書（様式第 1 - 2 の別紙） ・ 発注者の承諾書（様式第 3 - 2 号） ・ 構造設計者の承諾書（様式第 3 - 3 号） ※申込者が意匠設計者で、構造設計の支援を受ける場合 ・ 業務委託契約書の写し（参考様式第 3 号） ※未契約の場合は、作成後速やかに提出すること ・ 補助対象経費の算出根拠資料（任意様式） ※構造設計のみ ※経費が未確定の場合は概算見積書を提出し、経費が確定次第、速やかに経費が分かるものを提出すること ・ 施設の建築予定位置図および予定地の写真 ・ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・ その他知事が必要と認めるもの
木質化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書（様式第 1 - 3 号の別紙） ・ 使用部材一覧表（様式第 2 - 3 号） ・ 補助対象経費の算出根拠資料（任意様式） ・ 発注者の承諾書（様式第 3 - 1 号）※申込者が工事請負業者の場合 ・ 建築請負契約書の写し（参考様式第 2 号） ・ 図面（施設位置図、施設等との位置関係、改修部分の延床面積が分かるもの、県産材部材使用箇所、来訪者や利用者から見える部分の木質化面積が 10 m²以上であることが分かるもの） ・ 写真（施設正面全景、施工前状況の分かるもの（施工箇所すべて）） ・ 県産材調達先が福井県産品活用推進センター会員等であることが分かる書類の写し ・ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・ その他知事が必要と認めるもの

木製品支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画書（様式第 1 - 4 号の別紙） ・ 使用部材一覧表（様式第 2 - 4 号） ・ 発注者の承諾書（様式第 3 - 1 号）※申込者が工事請負業者の場合 ・ 請負契約書の写し（参考様式第 2 号） ・ 図面（施設位置図、製品規格の分かるもの、県産材使用部分が分かるもの） ・ 県産材調達先が福井県産品活用推進センター会員等であることが分かる書類の写し ・ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・ その他知事が必要と認めるもの
-------	--

（採択等）

第 10 条 補助事業の採択は、次のとおりとする。

1 県は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で採択の可否を決定するとともに、その結果を県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）採択結果通知書（様式第 4 - 1 号、4 - 2 号）により、申込者に通知するものとする。

なお、過去に本事業の支援を受けた施設は対象外とする。ただし、以下の場合はこの限りでない。

（1）事業区分が異なる場合

ただし、木造化支援を受けた施設については、当該施設に係る木質化支援を受けることができないものとする。

（2）補助を受けた施設の構造や部位などが別表に定める耐用年数を越えている場合

（2）その他知事が認めるもの。

2 採択結果通知書による通知以前に工事着工したものは、補助対象外とする。

3 県は、前項の審査と併せて、中間確認対象物件を抽出により決定し、中間確認を行うものとする。

なお、中間確認は木造化支援にのみ適用する。

4 採択となった事業の補助対象期間は、採択結果通知の日から 1 年間とする。

なお、これにより難しい場合は知事と協議するものとする。

5 予算の範囲を超える時は募集を終了することとし、その旨を事前に県産材活用課のホームページを通じて周知する。

6 採択結果通知は補助金の交付を決定するものではない。

（助成制度との併用について）

第 11 条 木造化・木質化をしようとする施設の県産材等使用部分および購入する県産材等を使用した木製品について、本事業以外の助成制度を併用することは認められない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

- (1) 本事業との併用が認められている事業
- (2) 本事業と補助対象が明確に異なる事業

(申込内容の変更および中止)

第12条 第10条第1項の規定により通知を受けた申込者（以下「補助事業者」という。）は、第9条第1項の申込書の内容を変更するときは、遅滞なく、県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金変更届出書（様式第5号）に変更内容の分かる書類を添えて、県に提出しなければならない。ただし、木造化支援、木質化支援、木製品支援について、次条に定める軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 県は、変更届出書を受理したときは、その内容を審査するとともに、県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）補助金変更届出 受理通知書（様式第6—1号、6—2号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者で、申込を中止する者は、県産材のあふれる街づくり事業（民間施設）中止届出書（様式第7号）を、県に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第13条 前条第1項に定める軽微な変更とは、以下のものとする。

- (1) 補助金額の10%以内の増減
- (2) 1か月未満の工期の延長

(補助金の交付申請兼実績報告)

第14条 補助事業者は、当該年度の3月10日までに本事業の対象となる事業を完了するものとし、事業完了日から1ヶ月以内または3月20日のいずれか早い日（提出日が土日祝日など県の定める休日に当たる場合はその翌日）までに、要綱第3条の規定に基づく交付申請ならびに要綱第6条の規定に基づく実績報告（様式第8—1号、8—2号、8—3号、8—4号）に次に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、当該年度の3月10日以降に本事業の対象となる事業が完了したときは、翌年度の4月以降に事業完了日から1ヶ月以内または補助対象期間の満了日のいずれか早い日（提出日が土日祝日など県の定める休日に当たる場合はその翌日）までに、要綱第3条の規定に基づく交付申請ならびに要綱第6条の規定に基づく実績報告（様式第8—1号、8—2号、8—3号、8—4号）に次に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

事業区分	添付書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実績書（様式第1—1号の別紙） ・ 木材納入証明書（様式第9—1号） ・ 工事完了・同確認書の写し（参考様式第4号） ・ 写真（材料納入状況、施工中、完成後（外観と内観）、PR看板）

木造化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工費の領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・ 納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第9-2号） ・ 地方消費税の納税証明書 ・ 債権・債務者登録申請書（様式第9-3号）※初回申請時のみ ・ 通帳の写し ※初回申請時のみ ・ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・ PR 報告書 ※利用者限定施設のみ ・ その他知事が必要と認めるもの
設計支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実績書（様式第1-2号の別紙） ・ 業務完了・同確認書の写し（参考様式第5号） ・ 作成した成果品（使用部材一覧表、図面、構造計算書の一部等補助対象にかかる成果品） ・ 設計費の領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・ 納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第9-2号） ・ 地方消費税の納税証明書 ・ 債権・債務者登録申請書（様式第9-3号）※初回申請時のみ ・ 通帳の写し ※初回申請時のみ ・ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・ PR 報告書 ※利用者限定施設のみ ・ その他知事が必要と認めるもの
木質化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実績書（様式第1-3号の別紙） ・ 木材納入証明書（様式第9-1号） ・ 工事完了・同確認書の写し（参考様式第4号） ・ 写真（材料納入状況、完成後（施工箇所すべて）、PR 看板） ・ 施工費の領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・ 納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第9-2号） ・ 地方消費税の納税証明書 ・ 債権・債務者登録申請書（様式第9-3号）※初回申請時のみ ・ 通帳の写し ※初回申請時のみ ・ 返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・ PR 報告書 ※利用者限定施設のみ

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他知事が必要と認めるもの
木製品支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実績書（様式第1－4号の別紙） ・木材納入証明書（様式9－1号） ・工事完了・同確認書の写し（参考様式第4号） ・写真（材料納入状況、完成後（施工箇所すべて）、PR看板） ・領収書、その他の代金支払いを証する書類の写し ・納税証明書（県税の全税目に滞納がないことを証明事項とするもの。）または納税状況の確認に関する同意書（様式第9－2号） ・地方消費税の納税証明書 ・債権・債務者登録申請書（様式第9－3号）※初回申請時のみ ・通帳の写し ※初回申請時のみ ・返信用封筒（110円切手を貼り、宛先を記入したもの） ※郵便での通知書等送付を希望する場合 ・PR報告書 ※利用者限定施設のみ ・その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第15条 知事は、前条の規定による補助金申請兼実績報告があったときは、申請書等の書類の審査等を行い、適正であると認めたときは補助金の交付決定および額の確定を行い、補助事業者（以下、「申請者」という）に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第17条 知事は、申請者が、次のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の返還を命ずることができる。

- （1）補助対象となる施設および木製品の条件を満たさなくなったとき。
- （2）提出書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し不正な行為があったとき。
- （3）前号のほか、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- （4）その他規則、要綱、要領等に違反する等、不正な行為等があったとき。

2 申請者は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、規則に定めるところにより、これに応じなければならない。

(県産材のPR)

第18条 申請者は、補助対象となる県産材の付近に、県産材を使用したことを明記する看板等を常設することとする。

また、設置した看板等の写真を要領第14条に定める実績報告に添えて提出することとする。

なお、この看板等は補助対象外とする。

2 木造化支援については、施設の運営者が希望する場合に限り、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を示した掲示物(様式第11号)を県から送付することとする。

3 利用者が限定される施設については、申請者は前項に加えて、県産材の利用普及のため、見学会開催や自社HP、パンフレット等掲載によるPRを行うこととし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までにPR活動結果(任意様式)を報告することとする。

(報告、調査および指示)

第19条 知事は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、または現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示することができる。

(適用する要領)

第20条 対象となる施設および木製品に適用する要領は、申込を受理した年度の要領とする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、この補助金制度の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要領は、平成29年4月14日から適用する。

附則

1 この要領は、平成30年4月2日から適用する。

附則

1 この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、令和8年4月1日から適用する。